

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年8月28日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	野村資産設計ファンド2060
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)自己設定額 1,000万円を上限とします。 (2)継続募集額 4兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

野村資産設計ファンド2060

（以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「未来時計2060」とします。）

なお、以下のファンドを総称して「野村資産設計ファンド」または「各ファンド」という場合、愛称として「未来時計」という場合があります。

野村資産設計ファンド2015
野村資産設計ファンド2020
野村資産設計ファンド2025
野村資産設計ファンド2030
野村資産設計ファンド2035
野村資産設計ファンド2040
野村資産設計ファンド2045
野村資産設計ファンド2050
野村資産設計ファンド2060

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

①当初自己設定日

1,000万円を上限とします。

②申込期間

4兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額[※]とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に1.62%^{*}（税抜1.5%）以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、1.65%となります。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

（６）【申込単位】

1万円以上1円単位(当初元本1口＝1円)

（７）【申込期間】

2019年9月13日から2020年9月15日まで

※なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

①当初自己設定日

当初自己設定に係る発行価額の総額は、ファンドの関係法人によって、設定日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）

の指定するファンド口座に払い込まれます。

②申込期間

投資者は、販売会社の定める期日までに申込代金をお支払いください。（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②スイッチング

「野村資産設計ファンド」を構成する各ファンド間で乗換え（以下「スイッチング」といいます。）ができます。

スイッチングとは、「野村資産設計ファンド」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに「野村資産設計ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものをいいます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合、ターゲットイヤーに達したファンドについて安定運用開始以降のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。（詳しくは「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。）

③取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

販売会社によっては、安定運用開始時期に達したファンドについて、安定運用開始時期以降の買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けを停止する場合があります。

また、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村資産設計ファンド」の特色についてご紹介いたします。

《ポイント1》

安定運用開始時期（ターゲットイヤー）の異なる、スイッチング可能なファンド[※]で構成されております。



◆ファンドの安定運用開始時期（ターゲットイヤー）◆

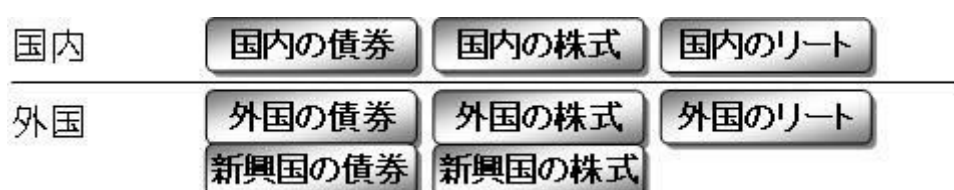
野村資産設計ファンド2060	2060年6月の決算日の翌日（第83計算期間開始日）
----------------	----------------------------

※「野村資産設計ファンド」を構成する各ファンド間でスイッチングができます。なお、「野村資産設計ファンド」は、下記ファンドで構成されております。

野村資産設計ファンド2015
野村資産設計ファンド2020
野村資産設計ファンド2025
野村資産設計ファンド2030
野村資産設計ファンド2035
野村資産設計ファンド2040
野村資産設計ファンド2045
野村資産設計ファンド2050
野村資産設計ファンド2060

《ポイント2》

国内および外国（新興国を含む）の「債券」「株式」、国内および外国の「リート（不動産投資信託）」[※]といった8種類の実質的な投資対象に、バランス良く分散投資します。



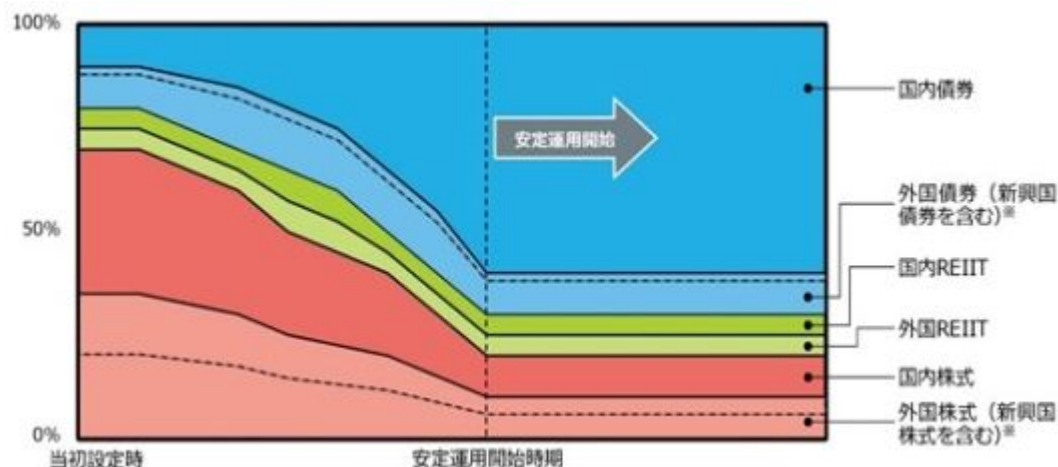
※リート(REIT)とは不動産投資信託(Real Estate Investment Trust)のことを意味しており、不動産に投資する投資信託のことです。

《ポイント3》

ターゲットイヤーに向けて資産配分比率を変更します。

ファンドには、安定運用開始時期（ターゲットイヤー）が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって株式への投資割合を徐々に減らし、債券への投資割合を徐々に増やすことでリスクを徐々に減らすことを基本とします。

■基本投資割合のイメージ図『野村資産設計ファンド2060』の例■



※新興国債券、新興国株式の割合は、各々外国債券、外国株式内に点線で示しています。

※上記の図表は現時点で決定している基本投資割合をもとにしたイメージ図です。

なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮したうえで行ないます。

詳しくは後述の「2 投資方針 (1) 投資方針」をご覧ください。

《ポイント4》

① 安定運用開始前は、年に2回、収益を分配します。

原則、6月、12月の各22日（ただし、休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、分配を行ないます。

② 安定運用開始後は、毎月分配を行ないます。

安定運用開始後は、原則毎月22日（ただし、休業日の場合は翌営業日）を決算日とし、毎決算時に、分配を行ないます。

詳しくは後述の「2 投資方針 (4) 分配方針」をご覧ください。

ファンドは、公社債・株式・REITなどの値動きのある証券等に投資します（また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、元金が保証されているものではありません。

◆野村資産設計ファンドは、安定運用開始時期（ターゲットイヤー）の異なるスイッチング可能なファンドで構成されています。

◆国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）を実質的な主要投資対象^{※1}とします。なお、将来の市場構造の変化等によっては、投資対象資産等の追加が行なわれる場合があります。

◆ファンドには、安定運用開始時期（ターゲットイヤー）が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減（ぜんげん）と公社債の実質組入れの漸増（ぜんぞう）を行ない、リスクの漸減（ぜんげん）を図ることを基本とします。なお、各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

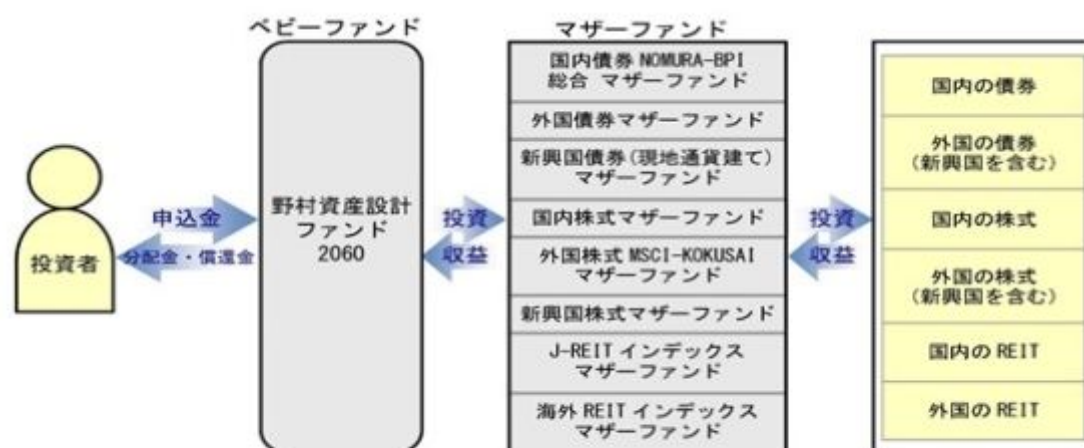
◆年2回決算^{※2}を行ない、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して分配を行ないます。また、安定運用開始後は、決算は原則、毎月22日に行ない、毎決算時に分配を行ないます。

※1 ファンドは、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 決算日は、原則、6月、12月の各22日（休業日の場合は翌営業日）とします。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※各マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）各マザーファンドの概要』をご参照ください。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は2兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村資産設計ファンド2060）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			T O P I X
	日々	オセアニア			
不動産投信		中南米		なし	
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分 変更型))	その他 (安定運用 開始前 年2回、 安定運用 開始以降 年12回(毎月))	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ		その他 (合成指数)
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替の

ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

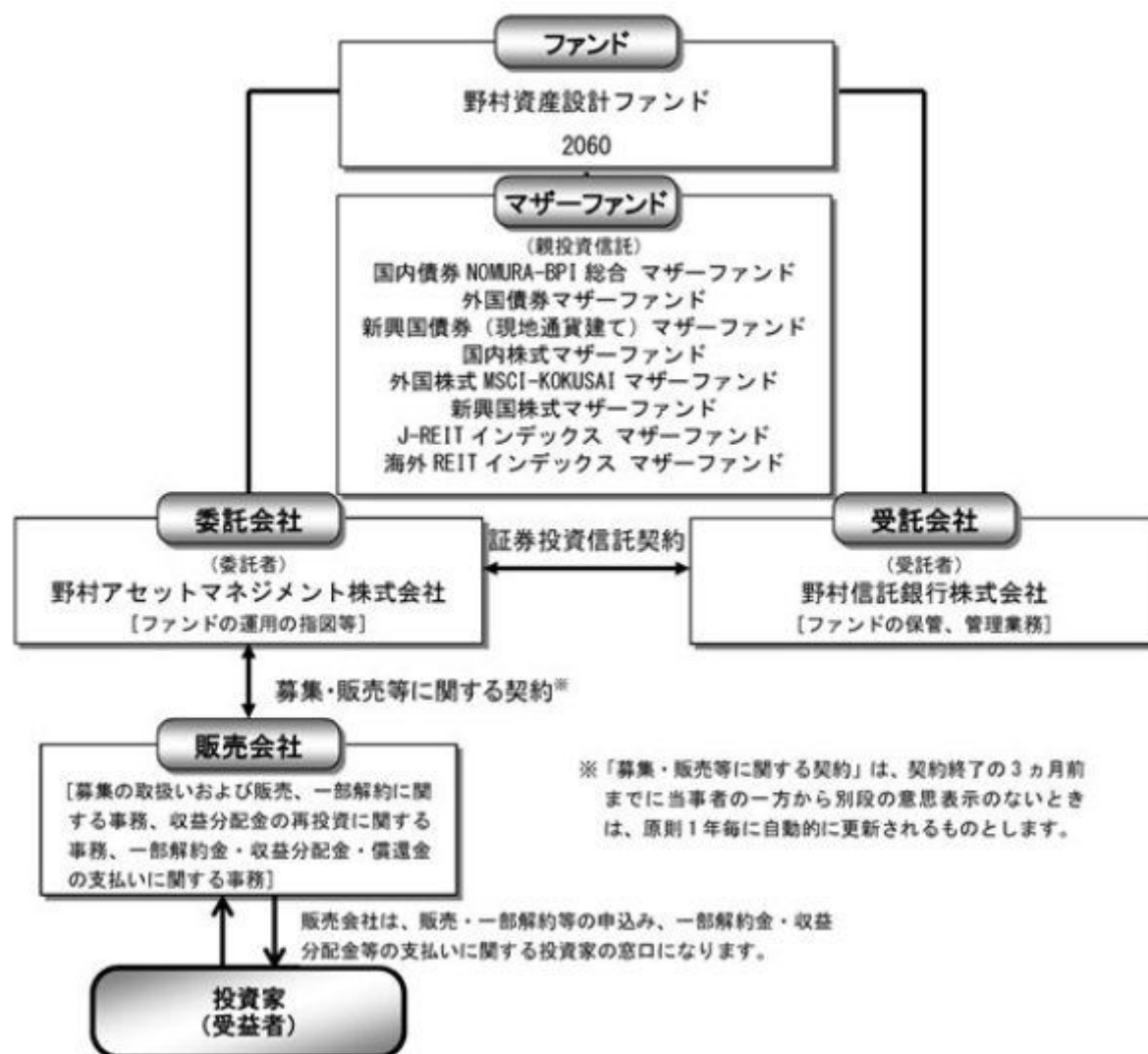
(2) 【ファンドの沿革】

2019年9月13日

野村資産設計ファンド2060

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



■委託会社の概況(2019年7月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

- [1] 国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

◆運用にあたっては、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

◆将来の市場構造変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

- [2] ファンドには、安定運用開始時期（ターゲットイヤー）が定められており、当初設定以降、安定運用開始時期に近づくにしたがって、定期的[※]に各マザーファンド受益証券への基本投資割合を変更し、株式の実質組入れの漸減（ぜんげん）と公社債の実質組入れの漸増（ぜんぞう）を行ない、リスクの漸減（ぜんげん）を図ることを基本とします。

※定期的な基本投資割合の変更は、当面、原則年1回行なうことを基本とします。

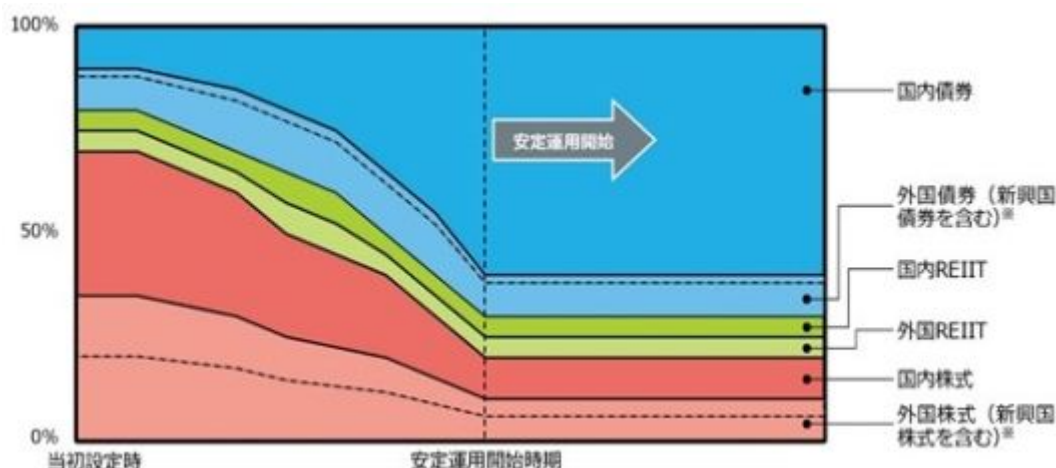
◆各マザーファンド受益証券への基本投資割合の最終決定は、家計や市場の構造変化等を考慮した上で行ないます。

◆ファンドの安定運用開始時期（ターゲットイヤー）は以下の通りです。

野村資産設計ファンド2060	2060年6月の決算日の翌日（第83計算期間開始日）
----------------	----------------------------

■基本投資割合のイメージ図■

『野村資産設計ファンド2060』の例



※新興国債券、新興国株式の割合は、各々外国債券、外国株式内に点線で示しています。

※上記の図表は現時点で決定している基本投資割合をもとにしたイメージ図であり、また、実際に上記のような運用を行なうことを保証するものではありません。

- [3] ファンドにおける各マザーファンド受益証券への基本投資割合は以下の通りとします。

■2019年9月現在の基本投資割合■

	野村資産設計ファンド 2060	ターゲットの到来以降
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	10%	60%
外国債券マザーファンド	8.2%	10%注1
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1.8%	10%
国内株式マザーファンド	35%	10%注1
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	20.3%	10%注1
新興国株式マザーファンド	14.7%	10%注1
J-REIT インデックス マザーファンド	5%	5%
海外 REIT インデックス マザーファンド	5%	5%

注1 各々、2本のマザーファンドの合計の投資割合とします。

＊家計や市場の構造変化等を考慮し、上記の基本投資割合が変更となる場合があります。

（ご参考：当初設定時の基本投資割合）

	野村資産設計ファンド 2060
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	10%
外国債券マザーファンド	8.2%
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1.8%
国内株式マザーファンド	35%
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	20.3%
新興国株式マザーファンド	14.7%
J-REITインデックス マザーファンド	5%
海外REITインデックス マザーファンド	5%

[4] ファンドは、投資対象とする各マザーファンドが連動をめざす対象指数の月次リターンに、委託会社が定める各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数をベンチマークとし、原則として毎月、リバランスを行ない、その指数への連動をめざします。

■各マザーファンドの投資方針等について■

〔国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド〕

（対象指数：NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)）

- ・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

「NOMURA-BPI総合」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

〔外国債券マザーファンド〕

（対象指数：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース））

- ・主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

〔新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド〕

（対象指数：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース））

- ・現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行いません。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドに代行させます。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）は、JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets (GBI-EM) Global Diversified (US\$ベース) をもとに、委託会社が円換算したものです。JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成される時価総額加重平均指数であり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

〔国内株式マザーファンド〕

（対象指数：東証株価指数(TOPIX)）

- ・主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした指数です。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。

東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行なう権利を有しています。

〔外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド〕

(対象指数：MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし))

- ・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)[※]の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

※配当再投資・GROSS(税込)の指数とします。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCIが開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔新興国株式マザーファンド〕

(対象指数：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）)

- ・新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した、新興国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔J-REITインデックス マザーファンド〕

(対象指数：東証REIT指数(配当込み))

- ・J-REITを主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

- ・J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と配当金の受け取りを合わせた投資成果)を表す指数です。

東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003年3月31日を1,000として指数化したものです。

東証REIT指数は東京証券取引所の知的財産であり、東証REIT指数の算出、数値の公表、利用など東証REIT指数に関する権利は東京証券取引所が所有しております。

〔海外REITインデックス マザーファンド〕

(対象指数：S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))

- ・日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

- ・REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株価指数から、REIT及びREITと同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

[5]為替ヘッジは行ないません。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。

◆ファンドは、「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」への投資を通じて、実質的に国内及び外国（新興国を含む）の各債券、国内及び外国（新興国を含む）の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券（REIT）に投資を行ないます。

◆将来の市場構造の変化等によっては、主要投資対象の追加が行なわれる場合があります。

■各マザーファンドの主要投資対象■

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とします。
外国債券マザーファンド	外国の公社債を主要投資対象とします。
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。
国内株式マザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とします。
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	外国の株式を主要投資対象とします。
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証券） ^{※1} を含みます。）を主要投資対象とします。
J-REITインデックス マザーファンド	J-REIT ^{※2} を主要投資対象とします。
海外REITインデックス マザーファンド	日本を除く世界各国のREIT ^{※3} を主要投資対象とします。

※1 Depositary Receipt（預託証券）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

※3 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人

投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ.金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②有価証券の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券(現地通貨建て) マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとし、)に投資することを指図します。

1.コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託(上記②に掲げるものを除く。)

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

(参考)各マザーファンドの概要

「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エク

ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内株式マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主として東京証券取引所第一部上場株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

②非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「新興国株式マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「J-REITインデックス マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

わが国の不動産投資信託証券[※]（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2)投資態度

- ①J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ③株式への直接投資は行ないません。
- ④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ-REITがある場合には、当該J-REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「海外REITインデックス マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)[※]の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2.運用方法

(1)投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券[※]（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2)投資態度

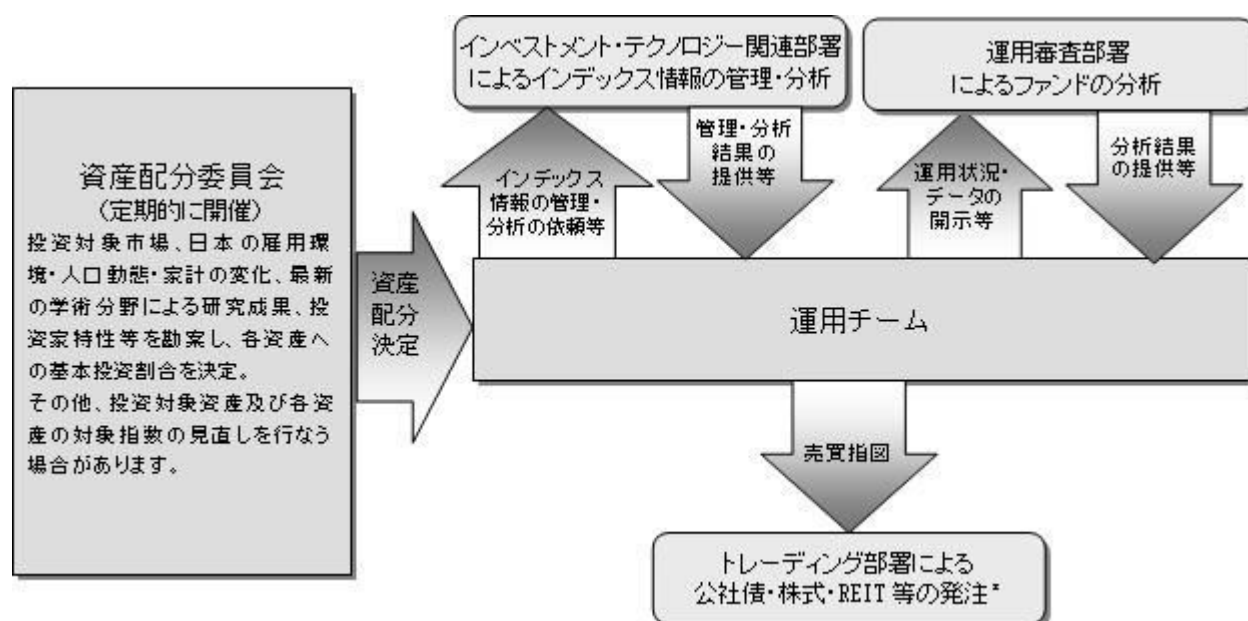
- ①REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③株式への直接投資は行いません。
- ④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。
- ⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



＊新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドにおける公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドに代行させます。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

（４）【分配方針】

毎決算時（安定運用開始時期前は年2回の決算時、安定運用開始時期以降は毎月の決算時です。）に、原則として以下の方針（分配方針）に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

＜安定運用開始時期前＞

原則として**毎年6月、12月の各22日**[※]（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

※初回決算日は2019年12月23日となります。

＜安定運用開始時期以降＞

原則として**毎月22日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。^{※1}

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。^{※2}

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■分配金に関する留意点■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

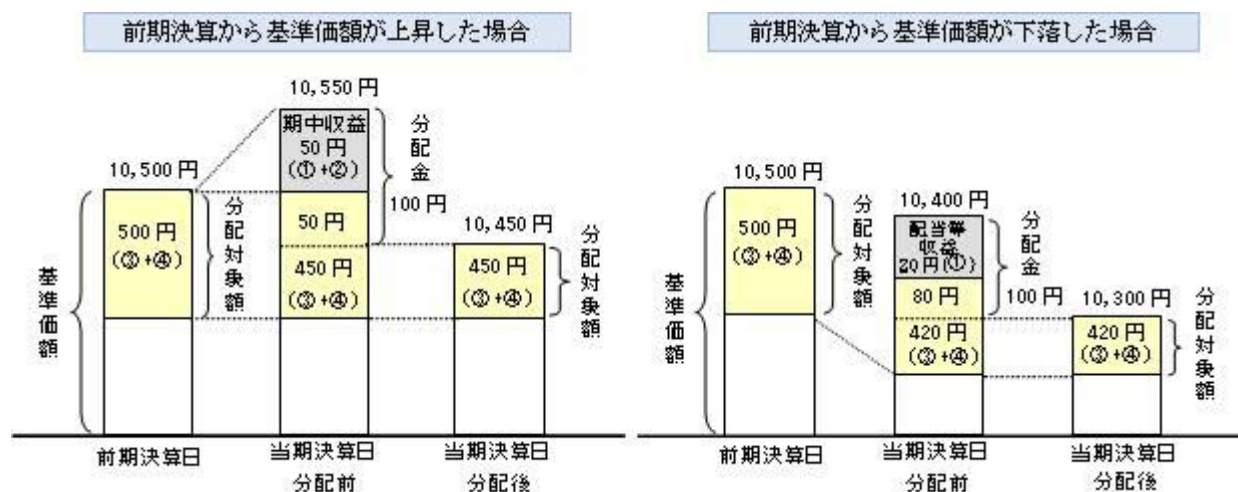


- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

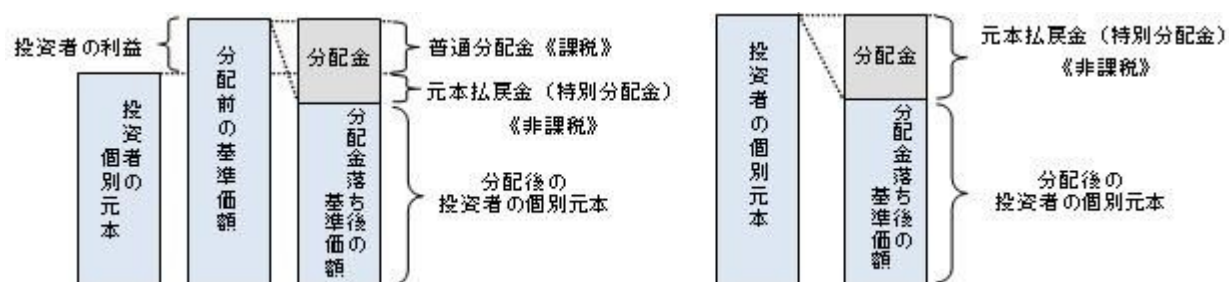
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの利用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

④公社債の借入れ(約款第19条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv)上記(i)の借入れにかかる品賃料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ(約款第25条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドの基準価額とファンドのベンチマークである合成指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

◆各マザーファンドが対象とする指数等の著作権等について

■国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンドについて■

「NOMURA-BPI総合」

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■外国債券マザーファンドについて■**「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」**

FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■新興国債券（現地通貨建て）マザーファンドについて■**「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）」**

本書に含まれるJP モルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JP モルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイザー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。

当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■国内株式マザーファンドについて■

「TOPIX」

- ①TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所(以下「**㈱東京証券取引所**」といいます。)の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は**㈱東京証券取引所**が有します。
- ②**㈱東京証券取引所**は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ③**㈱東京証券取引所**は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④**㈱東京証券取引所**は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また**㈱東京証券取引所**は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本ファンドは、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本ファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向が乖離することがあります。
- ⑥本ファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証又は販売されるものではありません。
- ⑦**㈱東京証券取引所**は、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑧**㈱東京証券取引所**は、野村アセットマネジメント株式会社又は本ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑨以上の項目に限らず、**㈱東京証券取引所**は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

■外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび新興国株式マザーファンドについて■

「MSCI」

本ファンドは、MSCI Inc(MSCI)、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCIが独占的に所有しています。MSCI及びMSCI指数は、MSCI及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■J-REITインデックス マザーファンドについて■

「東証REIT指数」

- ①東証REIT指数の指数値及び東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所(以下「**㈱東京証券取引所**」)といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数に関するすべての権利及び東証REIT指数の商標に関するすべての権利は**㈱東京証券取引所**が有します。
- ②**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができるものとします。
- ③**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の商標の使用もしくは東証REIT指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また**㈱東京証券取引所**は、東証REIT指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤本ファンドは、東証REIT指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用しますが、本ファンドの基準価額と東証REIT指数の指数値の動向が乖離することがあります。
- ⑥本ファンドは、**㈱東京証券取引所**により提供、保証又は販売されるものではありません。
㈱東京証券取引所は、本ファンドの購入者又は公衆に対し、本ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- ⑦**㈱東京証券取引所**は、野村アセットマネジメント株式会社又は本ファンドの購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧以上の項目に限らず、**㈱東京証券取引所**は本ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

■海外REITインデックス マザーファンドについて■

「S&P先進国REIT指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社(以下、S&P)により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&Pは、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいはS&P先進国REIT指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&Pは、被許諾者とは、S&PおよびS&P先進国REIT指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P先進国REIT指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なくS&Pにより決定、作成、および計算されています。

S&Pは、S&P先進国REIT指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&Pは、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしていません。

S&Pは、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&Pは、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&Pは、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人がS&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&Pは、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P先進国REIT指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&Pは、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害(逸失利益を含む)につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

リスク管理関連の委員会

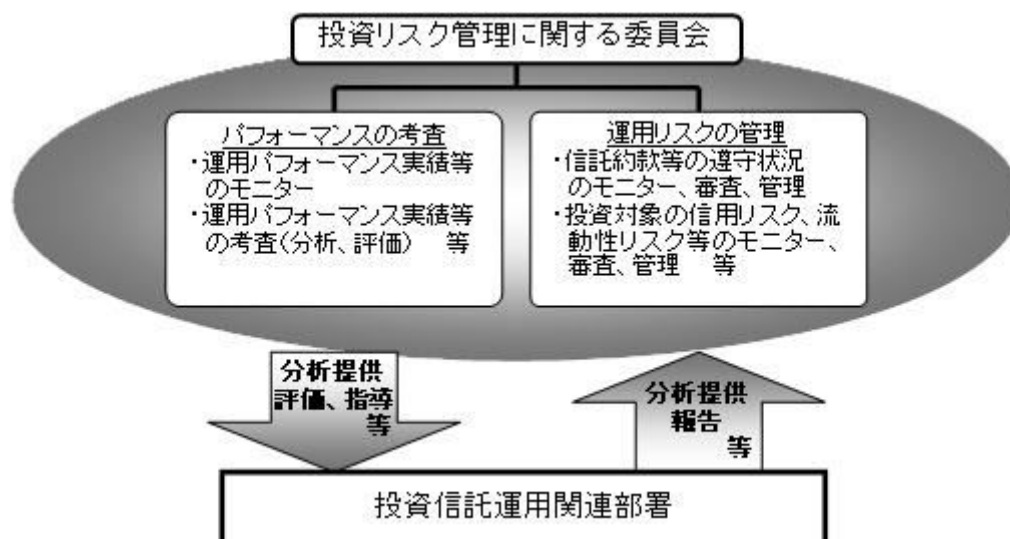
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2014年8月末～2019年7月末：月次）

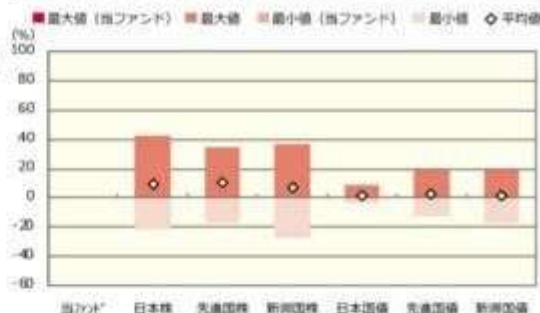
■ 野村資産設計ファンド2060

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

なお、当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	—	41.9	34.1	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値（%）	—	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値（%）	—	9.3	10.6	6.9	2.0	2.7	1.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2014年8月から2019年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは基本投資割合を変更することから、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマーク（合成指数）の騰落率は掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンプライアンス、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPMC）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMC やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての種別、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての種別、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JP Morgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPSC, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.62%^{*}（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜1.5%）以内^{*}で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ^{*}2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、1.65%となります。
- ^{*}詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。
- ②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、計算期間に応じ、下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

①安定運用開始前

野村資産設計ファンド2060：第1計算期間から第82計算期間まで

信託報酬率	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の92.88 ^{※1} (税抜年10,000分の86)	年10,000分の33	年10,000分の48	年10,000分の5

②安定運用開始時期以降

野村資産設計ファンド2060：第83計算期間（2060年6月開始）以降

信託報酬率	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の83.16 ^{※2} (税抜年10,000分の77)	年10,000分の28	年10,000分の44	年10,000分の5

^{*}2019年10月1日以降消費税率が10%となった場合は、^{※1}が年10,000分の94.6、^{※2}が年10,000分の84.7となります。

上記のファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税 15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかります。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いとは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

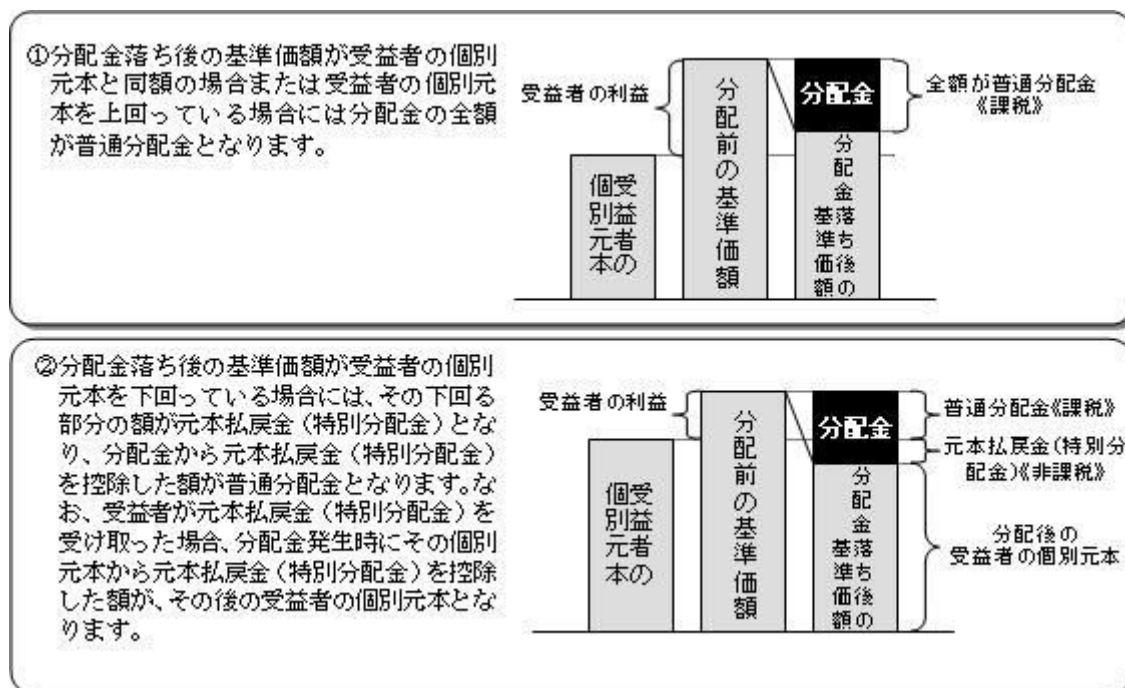
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※2020年1月1日以降の分配時において、外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2019年6月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

ファンドの運用は2019年9月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書に記載します。

なお、初回の有価証券報告書の提出は、2020年3月頃を予定しております。

以下にご参考として記載する「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の運用状況は2019年6月28日現在のものです。

また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

国債証券	日本	530,540,737,190	79.83
地方債証券	日本	44,256,688,250	6.65
特殊債券	日本	57,727,357,845	8.68
社債券	日本	26,739,717,900	4.02
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,311,534,520	0.79
合計（純資産総額）		664,576,035,705	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	283,609,687,154	46.53
	カナダ	11,948,109,058	1.96
	メキシコ	5,148,088,710	0.84
	ドイツ	35,273,003,770	5.78
	イタリア	55,147,152,245	9.04
	フランス	59,467,813,619	9.75
	オランダ	9,695,263,689	1.59
	スペイン	40,069,376,964	6.57
	ベルギー	15,775,861,004	2.58
	オーストリア	8,247,360,248	1.35
	フィンランド	3,397,102,157	0.55
	アイルランド	5,860,941,716	0.96
	イギリス	38,732,858,705	6.35
	スウェーデン	2,172,895,913	0.35
	ノルウェー	1,500,148,031	0.24
	デンマーク	3,121,377,925	0.51
	ポーランド	3,676,065,332	0.60
	オーストラリア	12,166,516,795	1.99
	シンガポール	2,455,062,558	0.40
	マレーシア	2,772,953,070	0.45
	南アフリカ	3,505,582,960	0.57
	小計	603,743,221,623	99.06
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,685,445,384	0.93
合計（純資産総額）		609,428,667,007	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アルゼンチン	35,489,160	0.37
	メキシコ	953,967,400	9.95

	ブラジル	949,472,854	9.90
	チリ	326,381,351	3.40
	コロンビア	646,008,402	6.73
	ペルー	323,537,009	3.37
	ウルグアイ	10,675,000	0.11
	トルコ	366,986,532	3.82
	チェコ	407,955,989	4.25
	ハンガリー	378,577,362	3.94
	ポーランド	838,703,525	8.74
	ロシア	750,899,859	7.83
	ルーマニア	224,782,682	2.34
	マレーシア	570,304,758	5.94
	タイ	818,087,089	8.53
	フィリピン	21,135,240	0.22
	インドネシア	942,461,663	9.83
	南アフリカ	787,426,518	8.21
	小計	9,352,852,393	97.56
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	233,414,716	2.43
合計（純資産総額）		9,586,267,109	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	394,580,719,400	98.68
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,268,850,020	1.31
合計（純資産総額）		399,849,569,420	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
 評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	5,257,890,000	1.31

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	373,146,529,161	65.05
	カナダ	21,035,173,198	3.66
	ドイツ	18,047,720,763	3.14
	イタリア	4,792,775,245	0.83

	フランス	22,649,155,695	3.94
	オランダ	6,862,399,516	1.19
	スペイン	6,144,246,222	1.07
	ベルギー	2,002,830,316	0.34
	オーストリア	471,091,396	0.08
	ルクセンブルグ	203,484,798	0.03
	フィンランド	2,066,094,562	0.36
	アイルランド	1,120,660,152	0.19
	ポルトガル	323,971,596	0.05
	イギリス	34,333,742,590	5.98
	スイス	19,256,501,175	3.35
	スウェーデン	5,520,977,192	0.96
	ノルウェー	1,400,244,815	0.24
	デンマーク	3,540,873,657	0.61
	オーストラリア	13,935,521,664	2.42
	ニュージーランド	503,102,381	0.08
	香港	7,295,078,165	1.27
	シンガポール	2,533,105,748	0.44
	イスラエル	663,192,666	0.11
	小計	547,848,472,673	95.51
投資証券	アメリカ	12,143,439,385	2.11
	カナダ	115,075,110	0.02
	フランス	620,833,215	0.10
	イギリス	344,848,809	0.06
	オーストラリア	1,140,372,322	0.19
	香港	428,438,752	0.07
	シンガポール	270,365,356	0.04
	小計	15,063,372,949	2.62
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	10,665,729,536	1.85
合計（純資産総額）		573,577,575,158	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,298,040,519	1.27
	買建	カナダ	400,041,469	0.06
	買建	ドイツ	1,236,294,019	0.21
	買建	イギリス	661,554,639	0.11
	買建	スイス	358,252,306	0.06
	買建	オーストラリア	274,153,258	0.04

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	5,030,327,182	13.01
	メキシコ	916,161,071	2.37
	ブラジル	2,826,156,664	7.31
	チリ	164,352,082	0.42
	コロンビア	88,246,213	0.22
	ギリシャ	113,996,424	0.29
	イギリス	21,526,272	0.05
	トルコ	187,282,308	0.48
	チェコ	56,697,899	0.14
	ハンガリー	107,856,676	0.27
	ポーランド	414,964,719	1.07
	香港	8,177,953,763	21.15
	マレーシア	787,154,064	2.03
	タイ	1,107,434,853	2.86
	フィリピン	416,088,277	1.07
	インドネシア	789,555,605	2.04
	韓国	4,584,516,909	11.86
	台湾	4,028,917,128	10.42
	インド	3,292,624,238	8.51
	パキスタン	9,805,647	0.02
	カタール	359,711,434	0.93
	エジプト	52,410,171	0.13
	南アフリカ	2,115,840,181	5.47
	アラブ首長国連邦	242,240,029	0.62
	サウジアラビア	520,877,835	1.34
	小計	36,412,697,644	94.20
投資信託受益証券	アメリカ	619,539,409	1.60
投資証券	メキシコ	29,694,163	0.07
	南アフリカ	67,632,217	0.17
	小計	97,326,380	0.25
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,524,295,363	3.94
合計（純資産総額）		38,653,858,796	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,479,881,242	3.82

（参考）J－REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	40,563,158,880	97.78
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	918,119,272	2.21
合計（純資産総額）		41,481,278,152	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
REIT指数先物取引	買建	日本	916,317,000	2.20

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	18,552,234,058	71.79
	カナダ	497,564,812	1.92
	ドイツ	70,863,405	0.27
	イタリア	7,128,918	0.02
	フランス	978,297,437	3.78
	オランダ	72,204,670	0.27
	スペイン	176,391,112	0.68
	ベルギー	238,603,978	0.92
	アイルランド	67,172,046	0.25
	イギリス	1,264,003,463	4.89
	オーストラリア	1,851,445,243	7.16
	ニュージーランド	126,644,682	0.49
	香港	679,357,179	2.62
	シンガポール	961,492,292	3.72
	韓国	3,761,856	0.01
	イスラエル	18,759,330	0.07
	小計	25,565,924,481	98.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	274,460,587	1.06
合計（純資産総額）		25,840,385,068	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	185,829,960	0.71

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （％）	償還期限	投資 比率 （％）
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 50回	7,950,000,000	102.10	8,117,583,000	102.79	8,172,441,000	0.1	2028/3/20	1.22
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 34回	7,600,000,000	104.14	7,914,972,000	104.33	7,929,080,000	0.6	2024/6/20	1.19
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 （5年）第12 6回	7,500,000,000	100.47	7,535,475,000	100.46	7,534,800,000	0.1	2020/12/20	1.13
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 （5年）第12 5回	7,200,000,000	100.40	7,229,088,000	100.36	7,226,424,000	0.1	2020/9/20	1.08
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 （5年）第12 7回	6,000,000,000	100.54	6,032,520,000	100.54	6,032,580,000	0.1	2021/3/20	0.90
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 45回	5,500,000,000	102.27	5,624,850,000	102.74	5,650,810,000	0.1	2026/12/20	0.85
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 32回	5,400,000,000	103.78	5,604,390,000	103.89	5,610,060,000	0.6	2023/12/20	0.84
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 46回	5,400,000,000	102.26	5,522,148,000	102.79	5,550,876,000	0.1	2027/3/20	0.83
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 43回	5,400,000,000	102.19	5,518,584,000	102.55	5,537,970,000	0.1	2026/6/20	0.83
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 29回	5,300,000,000	104.23	5,524,190,000	104.21	5,523,130,000	0.8	2023/6/20	0.83
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 44回	5,300,000,000	102.23	5,418,455,000	102.64	5,440,397,000	0.1	2026/9/20	0.81
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 51回	5,100,000,000	102.00	5,202,000,000	102.74	5,239,740,000	0.1	2028/6/20	0.78
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 （5年）第12 8回	5,200,000,000	100.62	5,232,396,000	100.63	5,232,916,000	0.1	2021/6/20	0.78
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 （10年）第3 28回	5,000,000,000	103.17	5,158,800,000	103.15	5,157,550,000	0.6	2023/3/20	0.77

15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 49回	5,000,000,000	102.16	5,108,150,000	102.85	5,142,550,000	0.1	2027/12/20	0.77
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 12回	4,950,000,000	102.36	5,067,265,500	102.08	5,053,356,000	1.2	2020/12/20	0.76
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 0回	5,000,000,000	100.76	5,038,200,000	100.80	5,040,350,000	0.1	2021/12/20	0.75
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 1回	4,800,000,000	100.84	4,840,488,000	100.90	4,843,296,000	0.1	2022/3/20	0.72
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 42回	4,650,000,000	102.11	4,748,487,000	102.46	4,764,436,500	0.1	2026/3/20	0.71
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 48回	4,500,000,000	102.23	4,600,440,000	102.85	4,628,295,000	0.1	2027/9/20	0.69
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 5回	4,500,000,000	101.19	4,553,920,000	101.29	4,558,230,000	0.1	2023/3/20	0.68
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 25回	4,400,000,000	103.45	4,552,064,000	103.34	4,547,092,000	0.8	2022/9/20	0.68
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 47回	4,400,000,000	102.24	4,498,632,000	102.84	4,525,224,000	0.1	2027/6/20	0.68
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 52回	4,300,000,000	101.91	4,382,173,000	102.67	4,414,939,000	0.1	2028/9/20	0.66
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 40回	4,200,000,000	103.93	4,365,102,000	104.17	4,375,266,000	0.4	2025/9/20	0.65
26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 33回	4,200,000,000	103.95	4,366,278,000	104.10	4,372,494,000	0.6	2024/3/20	0.65
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 35回	4,200,000,000	103.86	4,362,322,000	104.02	4,368,966,000	0.5	2024/9/20	0.65
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 6回	4,300,000,000	101.27	4,354,825,000	101.42	4,361,189,000	0.1	2023/6/20	0.65
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第3 53回	4,200,000,000	101.77	4,274,431,000	102.64	4,311,216,000	0.1	2028/12/20	0.64
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第13 3回	4,000,000,000	101.03	4,041,200,000	101.08	4,043,480,000	0.1	2022/9/20	0.60

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	79.83
地方債証券	6.65
特殊債券	8.68
社債券	4.02
合 計	99.20

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	10,724.26	7,539,156,244	11,034.15	7,757,013,308	2.25	2025/11/15	1.27
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	10,632.47	7,474,628,118	10,787.42	7,583,556,650	1.75	2022/4/30	1.24
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	55,700,000	13,230.37	7,369,321,427	13,552.48	7,548,734,860	6	2026/2/15	1.23
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,800,000	10,829.10	6,042,640,647	10,891.42	6,077,412,727	2.625	2020/11/15	0.99
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	40,400,000	13,329.74	5,385,218,607	13,781.96	5,567,912,443	5.25	2028/11/15	0.91
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	49,300,000	10,574.36	5,213,163,006	10,783.21	5,316,122,667	1.75	2023/5/15	0.87
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,100,000	15,302.67	5,218,212,414	15,494.98	5,283,789,885	3.5	2026/4/25	0.86
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,200,000	11,026.57	5,204,545,580	11,093.52	5,236,144,701	3.625	2021/2/15	0.85
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,900,000	10,592.89	5,073,995,756	10,784.05	5,165,560,964	1.75	2023/1/31	0.84
10	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	27,000,000	18,538.86	5,005,492,605	18,959.71	5,119,122,413	5.5	2029/4/25	0.83
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,900,000	10,607.20	4,974,781,343	10,884.26	5,104,719,536	2	2025/2/15	0.83
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,000,000	10,691.42	4,918,053,488	10,959.21	5,041,236,999	2.125	2024/9/30	0.82
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	45,400,000	10,963.58	4,977,466,659	11,043.84	5,013,904,842	3.125	2021/5/15	0.82
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	45,100,000	10,828.58	4,883,691,113	11,091.42	5,002,231,218	2.375	2024/8/15	0.82
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,400,000	10,076.33	4,675,418,075	10,744.47	4,985,435,336	2.5	2045/2/15	0.81
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	38,800,000	12,524.69	4,859,580,676	12,704.90	4,929,502,493	6.25	2023/8/15	0.80
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	35,600,000	13,386.17	4,765,476,742	13,834.17	4,924,965,521	5.25	2029/2/15	0.80
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	34,100,000	13,829.11	4,715,729,789	14,180.27	4,835,475,124	6.5	2026/11/15	0.79
19	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	22,100,000	20,463.68	4,522,473,635	21,207.11	4,686,771,346	5.75	2032/10/25	0.76
20	イギリス	国債証券	UK TREASURY	23,600,000	18,920.40	4,465,216,241	19,582.77	4,621,534,263	3.5	2045/1/22	0.75
21	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	29,300,000	14,790.66	4,333,665,578	14,847.01	4,350,174,780	4.25	2023/10/25	0.71
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	36,900,000	11,063.63	4,082,480,366	11,785.31	4,348,783,041	3	2044/11/15	0.71
23	イギリス	国債証券	UK TSY 3 1/4% 2044	22,900,000	18,064.11	4,136,682,084	18,705.99	4,283,672,375	3.25	2044/1/22	0.70
24	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	30,400,000	13,990.80	4,253,205,571	14,079.00	4,280,016,182	5.5	2022/11/1	0.70
25	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21,200,000	17,810.04	3,775,729,752	19,400.60	4,112,927,867	3.25	2045/5/25	0.67
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	37,700,000	10,648.47	4,014,474,237	10,712.47	4,038,602,355	1.375	2020/8/31	0.66
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	28,300,000	13,499.85	3,820,458,846	13,931.85	3,942,715,672	5.5	2028/8/15	0.64
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	35,000,000	10,966.78	3,838,376,353	11,252.26	3,938,292,725	2.625	2025/3/31	0.64

29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	36,200,000	10,751.20	3,891,937,869	10,805.94	3,911,752,995	2.125	2020/8/31	0.64
30	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	22,400,000	16,899.72	3,785,538,359	17,252.57	3,864,577,491	5.9	2026/7/30	0.63

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	99.06
合 計	99.06

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	11,840,000,000	4.17	493,743,475	4.25	503,613,932	9.85	2027/6/28	5.25
2	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	7,000,000	2,929.42	205,060,072	2,977.65	208,436,028	2.75	2028/4/25	2.17
3	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	610,000	3,044.86	185,749,811	3,230.16	197,039,840	10	2023/1/1	2.05
4	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	5,600,000	2,939.20	164,595,421	2,953.01	165,368,594	2.5	2024/4/25	1.72
5	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	7,000,000	2,301.83	161,128,697	2,343.17	164,021,935	—	2022/1/1	1.71
6	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	5,900,000	2,584.62	152,493,023	2,585.48	152,543,491	—	2020/7/1	1.59
7	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	451,000	3,053.54	137,721,289	3,306.89	149,141,170	10	2025/1/1	1.55
8	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	4,740,000	3,129.19	148,323,790	3,131.38	148,427,777	4	2023/10/25	1.54
9	コロンビア	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	4,040,000,000	3.51	142,172,914	3.52	142,394,470	7.75	2021/4/14	1.48
10	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,500,000	834.77	137,737,801	860.47	141,977,717	10.5	2026/12/21	1.48
11	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	456,000	2,999.89	136,803,595	3,109.66	141,800,870	10	2021/1/1	1.47
12	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	28,900,000	456.79	132,012,621	467.54	135,119,862	1	2026/6/26	1.40
13	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	19,500,000	678.97	132,400,786	683.45	133,274,244	8.75	2048/2/28	1.39
14	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	4,230,000	3,053.67	129,170,499	3,025.68	127,986,426	5.25	2020/10/25	1.33
15	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	26,900,000	455.52	122,536,145	462.48	124,408,946	0.45	2023/10/25	1.29
16	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	21,150,000	533.73	112,884,191	557.84	117,984,602	7.5	2027/6/3	1.23
17	ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	67,000,000	169.52	113,584,698	173.25	116,082,324	7.6	2022/7/20	1.21
18	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	21,100,000	535.65	113,022,354	546.53	115,319,809	6.5	2022/6/9	1.20
19	ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	61,700,000	159.98	98,710,074	168.54	103,992,974	7.05	2028/1/19	1.08
20	ロシア	国債証券	RUSSIA GOVT BOND - OFZ	59,000,000	168.10	99,179,915	175.58	103,596,879	7.75	2026/9/16	1.08
21	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	280,000	3,063.00	85,767,114	3,354.56	93,927,880	10	2027/1/1	0.97

22	チリ	国債証券	BONOS TESORERIA PESOS	490,000,000	17.14	84,016,696	18.93	92,759,676	5	2035/3/1	0.96
23	チェコ	国債証券	CZECH REPUBLIC	20,200,000	430.00	86,861,222	452.62	91,429,442	0.95	2030/5/15	0.95
24	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	24,500,000	362.21	88,743,421	371.84	91,101,297	2.875	2028/12/17	0.95
25	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	22,500,000	371.34	83,553,411	397.88	89,523,110	3.4	2036/6/17	0.93
26	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	11,000,000,000	0.76	84,411,173	0.81	89,164,046	8.25	2036/5/15	0.93
27	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	12,500,000,000	0.67	84,511,350	0.71	88,800,520	6.125	2028/5/15	0.92
28	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000	2,596.22	85,675,586	2,645.75	87,310,068	3.899	2027/11/16	0.91
29	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,300,000	2,570.59	84,829,479	2,616.60	86,348,052	3.733	2028/6/15	0.90
30	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	13,600,000	558.60	75,970,884	597.97	81,325,177	8.5	2038/11/18	0.84

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.56
合 計	97.56

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,977,600	6,537.66	12,928,894,200	6,688.00	13,226,188,800	3.30
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1,455,500	5,450.93	7,933,828,800	5,165.00	7,517,657,500	1.88
3	日本	株式	ソニー	電気機器	1,190,900	5,405.43	6,437,335,800	5,648.00	6,726,203,200	1.68
4	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	12,049,100	523.16	6,303,673,100	512.00	6,169,139,200	1.54
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,191,100	4,749.60	5,657,250,600	5,017.00	5,975,748,700	1.49
6	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,549,300	4,277.90	6,627,763,500	3,823.00	5,922,973,900	1.48
7	日本	株式	キーエンス	電気機器	87,100	66,588.58	5,799,865,700	66,130.00	5,759,923,000	1.44
8	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,233,700	3,878.48	4,784,885,100	3,806.00	4,695,462,200	1.17
9	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,214,800	3,289.57	3,996,170,500	3,594.00	4,365,991,200	1.09
10	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	1,497,100	2,830.33	4,237,287,150	2,785.00	4,169,423,500	1.04
11	日本	株式	任天堂	その他製品	101,600	37,036.36	3,762,894,700	39,490.00	4,012,184,000	1.00
12	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,427,500	2,565.25	3,661,894,375	2,743.50	3,916,346,250	0.97
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	23,784,300	166.99	3,971,909,360	156.10	3,712,729,230	0.92
14	日本	株式	花王	化学	430,800	8,428.93	3,631,184,500	8,210.00	3,536,868,000	0.88
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	1,226,500	2,845.03	3,489,429,850	2,840.00	3,483,260,000	0.87
16	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	158,900	22,150.99	3,519,793,860	21,580.00	3,429,062,000	0.85
17	日本	株式	ダイキン工業	機械	242,300	13,621.40	3,300,466,050	14,065.00	3,407,949,500	0.85

18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	625,900	5,460.01	3,417,422,700	5,399.00	3,379,234,100	0.84
19	日本	株式	ファナック	電気機器	168,600	19,146.39	3,228,082,320	19,930.00	3,360,198,000	0.84
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	315,600	9,914.35	3,128,970,670	10,080.00	3,181,248,000	0.79
21	日本	株式	日立製作所	電気機器	798,900	3,686.46	2,945,120,200	3,949.00	3,154,856,100	0.78
22	日本	株式	日本電産	電気機器	213,600	14,878.00	3,177,942,880	14,725.00	3,145,260,000	0.78
23	日本	株式	信越化学工業	化学	306,300	9,464.57	2,899,000,100	10,035.00	3,073,720,500	0.76
24	日本	株式	キヤノン	電気機器	955,300	3,052.17	2,915,744,900	3,146.00	3,005,373,800	0.75
25	日本	株式	HOYA	精密機器	357,300	7,723.98	2,759,781,000	8,254.00	2,949,154,200	0.73
26	日本	株式	資生堂	化学	352,600	8,419.73	2,968,797,600	8,121.00	2,863,464,600	0.71
27	日本	株式	第一三共	医薬品	507,800	5,526.83	2,806,524,900	5,635.00	2,861,453,000	0.71
28	日本	株式	NTTドコモ	情報・通信業	1,102,600	2,414.12	2,661,815,950	2,512.50	2,770,282,500	0.69
29	日本	株式	村田製作所	電気機器	558,500	5,022.44	2,805,037,700	4,840.00	2,703,140,000	0.67
30	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	200,400	12,417.61	2,488,489,590	13,340.00	2,673,336,000	0.66

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.10
		鉱業	0.27
		建設業	2.76
		食料品	4.06
		繊維製品	0.64
		パルプ・紙	0.27
		化学	7.30
		医薬品	5.42
		石油・石炭製品	0.61
		ゴム製品	0.77
		ガラス・土石製品	0.85
		鉄鋼	0.89
		非鉄金属	0.76
		金属製品	0.54
		機械	5.10
		電気機器	13.41
		輸送用機器	7.73
		精密機器	2.10
		その他製品	2.13
		電気・ガス業	1.64
		陸運業	4.66
		海運業	0.15
		空運業	0.53
		倉庫・運輸関連業	0.19
		情報・通信業	8.78
		卸売業	4.89

		小売業	4.49
		銀行業	5.78
		証券、商品先物取引業	0.75
		保険業	2.25
		その他金融業	1.10
		不動産業	2.39
		サービス業	5.20
		合 計	

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフト ウェア	1,008,600	12,726.91	12,836,363,166	14,460.02	14,584,384,745	2.54
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コン ピュー タ・周辺 機器	652,500	20,456.03	13,347,559,967	21,529.97	14,048,308,426	2.44
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インター ネット販 売・通信 販売	57,780	192,034.71	11,095,765,877	205,262.34	11,860,058,075	2.06
4	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	330,300	17,986.59	5,940,970,832	20,426.20	6,746,775,511	1.17
5	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	368,800	15,056.12	5,552,698,575	15,164.97	5,592,842,817	0.97
6	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	453,400	10,917.06	4,949,797,792	11,731.86	5,319,226,956	0.92
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	43,530	126,351.83	5,500,095,205	115,983.11	5,048,745,122	0.88
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラ クティ ブ・メ ディアお よびサー ビス	41,460	126,729.12	5,254,189,533	116,049.94	4,811,430,832	0.83
9	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガ ス・消耗 燃料	586,800	8,688.97	5,098,689,414	8,172.63	4,795,703,861	0.83
10	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	424,200	10,489.76	4,449,759,839	11,106.85	4,711,526,618	0.82
11	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術 サービス	242,400	16,843.17	4,082,786,502	18,456.88	4,473,948,124	0.78
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融 サービス	180,600	21,647.97	3,909,623,504	22,853.63	4,127,366,625	0.71
13	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	346,500	11,217.03	3,886,701,521	11,833.18	4,100,199,018	0.71
14	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,271,100	2,972.62	3,778,499,909	3,040.75	3,865,104,824	0.67
15	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	娯楽	249,400	12,018.06	2,997,306,233	15,015.14	3,744,777,662	0.65
16	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信機器	609,900	5,817.97	3,548,380,942	6,007.13	3,663,752,673	0.63
17	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	769,200	4,576.83	3,520,500,303	4,681.31	3,600,871,113	0.62
18	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気 通信サー ビス	1,009,200	3,380.71	3,411,817,033	3,554.91	3,587,619,411	0.62

19	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	情報技術サービス	126,470	25,404.99	3,212,970,216	28,143.96	3,559,367,759	0.62
20	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	572,500	6,368.52	3,645,977,710	6,170.97	3,532,884,619	0.61
21	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	132,900	26,641.49	3,540,655,174	26,552.98	3,528,892,185	0.61
22	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	263,300	13,261.82	3,491,838,896	13,270.02	3,493,998,083	0.60
23	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	156,500	20,680.80	3,236,545,464	22,314.68	3,492,248,328	0.60
24	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	357,700	8,958.80	3,204,563,204	9,036.03	3,232,189,970	0.56
25	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	623,200	5,775.27	3,599,151,430	5,115.71	3,188,112,591	0.55
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	562,900	5,057.30	2,846,758,772	5,505.91	3,099,278,540	0.54
27	アメリカ	株式	WELLS FARGO CO	銀行	599,000	5,203.24	3,116,744,171	4,989.59	2,988,769,861	0.52
28	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品	300,500	9,312.15	2,798,303,624	9,853.24	2,960,899,972	0.51
29	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	97,380	30,282.61	2,948,920,890	30,213.59	2,942,200,125	0.51
30	アメリカ	株式	BOEING CO	航空宇宙・防衛	74,390	41,048.33	3,053,585,531	39,237.71	2,918,893,678	0.50

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.08
		メディア	1.25
		娯楽	1.43
		不動産管理・開発	0.53
		エネルギー設備・サービス	0.32
		石油・ガス・消耗燃料	5.62
		化学	2.28
		建設資材	0.27
		容器・包装	0.29
		金属・鉱業	1.47
		紙製品・林産品	0.08
		航空宇宙・防衛	2.29
		建設関連製品	0.39
		建設・土木	0.33
		電気設備	0.70
		コングロマリット	1.36
		機械	1.58
		商社・流通業	0.25
		商業サービス・用品	0.48
		航空貨物・物流サービス	0.45
		旅客航空輸送業	0.09

海運業	0.05
陸運・鉄道	1.07
運送インフラ	0.21
自動車部品	0.30
自動車	0.79
家庭用耐久財	0.37
レジャー用品	0.04
繊維・アパレル・贅沢品	1.46
ホテル・レストラン・レジャー	1.86
販売	0.06
インターネット販売・通信販売	2.58
複合小売り	0.48
専門小売り	1.64
食品・生活必需品小売り	1.47
飲料	2.03
食品	1.99
タバコ	0.83
家庭用品	1.34
パーソナル用品	0.73
ヘルスケア機器・用品	2.72
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.87
バイオテクノロジー	1.75
医薬品	5.41
銀行	7.67
各種金融サービス	0.95
保険	3.92
情報技術サービス	4.15
ソフトウェア	5.31
通信機器	0.94
コンピュータ・周辺機器	2.72
電子装置・機器・部品	0.53
半導体・半導体製造装置	2.83
各種電気通信サービス	2.06
無線通信サービス	0.27
電力	1.96
ガス	0.16
総合公益事業	1.07
水道	0.08
消費者金融	0.49
資本市場	2.73
各種消費者サービス	0.01
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.09

		ヘルスケア・テクノロジー	0.11
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.80
		専門サービス	0.74
投資証券	—	—	2.62
合 計			98.14

（参考）新興国株式マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラク ティブ・メ ディアおよ びサービス	355,800	5,158.01	1,835,221,317	4,865.11	1,731,006,850	4.47
2	アメリカ	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	インター ネット販 売・通信販 売	88,770	19,126.61	1,697,870,018	18,421.31	1,635,259,777	4.23
3	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュ ータ・周辺機 器	298,280	3,965.31	1,182,774,902	4,338.45	1,294,072,866	3.34
4	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半 導体製造装 置	1,534,000	887.26	1,361,059,465	834.53	1,280,176,690	3.31
5	南アフリ カ	株式	NASPERS LTD-N SHS	インター ネット販 売・通信販 売	27,450	25,891.91	710,733,087	25,609.34	702,976,383	1.81
6	アメリカ	投資信託受 益証券	XTRACKERS HARVEST CSI300 CHINA A-SHS ETF	—	205,200	2,839.96	582,760,684	3,019.19	619,539,409	1.60
7	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	6,028,000	88.70	534,732,404	92.11	555,282,482	1.43
8	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	348,000	1,194.89	415,822,029	1,296.94	451,338,426	1.16
9	香港	株式	CHINA MOBILE LTD	無線通信 サービス	382,500	1,002.58	383,487,607	984.60	376,611,795	0.97
10	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガ ス・消耗燃 料	179,200	1,979.06	354,647,930	2,000.41	358,474,458	0.92

11	インド	株式	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵 当・不動産 金融	102,800	3,023.68	310,834,478	3,446.85	354,336,848	0.91
12	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	4,096,000	75.96	311,165,282	78.32	320,828,211	0.83
13	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	305,091	920.31	280,779,468	1,021.88	311,768,679	0.80
14	ブラジル	株式	VALE SA	金属・鉱業	195,521	1,368.51	267,573,352	1,457.42	284,956,802	0.73
15	アメリカ	株式	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	銀行	672,300	381.43	256,437,489	410.88	276,239,233	0.71
16	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA - PREF	銀行	248,915	983.06	244,698,789	1,068.40	265,941,035	0.68
17	アメリカ	株式	PJSC GAZPROM-ADR	石油・ガ ス・消耗燃 料	328,900	535.23	176,039,161	790.10	259,864,120	0.67
18	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術 サービス	215,700	1,131.98	244,169,563	1,146.96	247,400,027	0.64
19	アメリカ	株式	LUKOIL PJSC-SPON ADR	石油・ガ ス・消耗燃 料	25,470	8,660.30	220,577,908	9,211.73	234,622,850	0.60
20	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	4,906,000	48.27	236,839,604	45.36	222,580,805	0.57
21	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半 導体製造装 置	33,760	7,053.94	238,141,117	6,549.66	221,116,522	0.57
22	アメリカ	株式	BAIDU INC - SPON ADR	インタラク ティブ・メ ディアおよ びサービス	17,140	16,892.70	289,540,947	12,507.95	214,386,290	0.55
23	香港	株式	CNOOC LTD	石油・ガ ス・消耗燃 料	1,132,000	183.53	207,758,001	185.61	210,114,369	0.54
24	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・ 機器・部品	772,649	290.42	224,399,586	268.57	207,516,523	0.53
25	ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	石油・ガ ス・消耗燃 料	260,400	754.83	196,558,902	767.61	199,886,607	0.51
26	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術 サービス	55,800	3,404.03	189,945,020	3,536.50	197,336,895	0.51
27	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS PFD	コンピュ ータ・周辺機 器	51,100	3,236.81	165,401,355	3,545.40	181,169,940	0.46
28	メキシコ	株式	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	無線通信 サービス	2,090,000	76.02	158,896,938	79.07	165,263,406	0.42

29	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	石油・ガス・消耗燃料	189,300	828.32	156,802,579	842.59	159,504,010	0.41
30	カタール	株式	QATAR NATIONAL BANK	銀行	281,920	538.36	151,776,917	560.05	157,890,114	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.81
		メディア	0.32
		娯楽	0.69
		不動産管理・開発	2.54
		エネルギー設備・サービス	0.07
		石油・ガス・消耗燃料	7.54
		化学	2.42
		建設資材	1.15
		容器・包装	0.05
		金属・鉱業	3.28
		紙製品・林産品	0.30
		航空宇宙・防衛	0.14
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.73
		電気設備	0.23
		コングロマリット	1.30
		機械	0.55
		商社・流通業	0.04
		商業サービス・用品	0.13
		航空貨物・物流サービス	0.15
		旅客航空輸送業	0.23
		海運業	0.08
		陸運・鉄道	0.29
		運送インフラ	0.93
		自動車部品	0.50
		自動車	1.73
		家庭用耐久財	0.31
		レジャー用品	0.07

繊維・アパレル・贅沢品	0.83
ホテル・レストラン・レジャー	0.70
インターネット販売・通信販売	7.08
複合小売り	0.55
専門小売り	0.47
食品・生活必需品小売り	1.64
飲料	1.09
食品	1.68
タバコ	0.52
家庭用品	0.42
パーソナル用品	0.60
ヘルスケア機器・用品	0.08
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.51
バイオテクノロジー	0.44
医薬品	1.07
銀行	16.62
各種金融サービス	0.88
保険	3.74
情報技術サービス	1.68
ソフトウェア	0.14
通信機器	0.06
コンピュータ・周辺機器	4.63
電子装置・機器・部品	1.80
半導体・半導体製造装置	4.79
各種電気通信サービス	1.49
無線通信サービス	2.84
電力	1.06
ガス	0.58
総合公益事業	0.05
水道	0.24
貯蓄・抵当・不動産金融	1.00
消費者金融	0.26
資本市場	1.28
各種消費者サービス	0.56
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.55
ヘルスケア・テクノロジー	0.05

		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.26
		専門サービス	0.02
		その他業種	0.00
投資信託受益証券	—	—	1.60
投資証券	—	—	0.25
合 計			96.05

（参考）J－R E I Tインデックス マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	4,049	750,112	3,037,204,049	738,000	2,988,162,000	7.20
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	4,182	655,131	2,739,758,928	656,000	2,743,392,000	6.61
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	13,010	166,744	2,169,351,253	165,700	2,155,757,000	5.19
4	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	7,903	218,679	1,728,224,878	218,000	1,722,854,000	4.15
5	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	9,388	177,383	1,665,279,675	180,600	1,695,472,800	4.08
6	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	8,332	197,412	1,644,842,843	196,600	1,638,071,200	3.94
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	6,008	230,853	1,386,965,765	248,900	1,495,391,200	3.60
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	5,610	256,707	1,440,128,043	260,100	1,459,161,000	3.51
9	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,075	316,062	1,287,954,036	320,500	1,306,037,500	3.14
10	日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	10,362	117,761	1,220,247,716	122,800	1,272,453,600	3.06
11	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	2,647	471,180	1,247,215,908	467,000	1,236,149,000	2.98
12	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	13,460	87,793	1,181,703,195	86,800	1,168,328,000	2.81
13	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,197	469,478	1,031,444,993	469,000	1,030,393,000	2.48
14	日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	1,294	751,337	972,230,383	771,000	997,674,000	2.40
15	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	12,227	77,805	951,322,375	80,600	985,496,200	2.37
16	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,389	587,205	815,628,954	604,000	838,956,000	2.02
17	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	14,426	59,286	855,263,810	55,800	804,970,800	1.94
18	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	965	760,442	733,827,074	773,000	745,945,000	1.79
19	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	4,796	151,615	727,150,048	152,600	731,869,600	1.76
20	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	5,132	129,375	663,953,902	134,000	687,688,000	1.65
21	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,732	246,611	673,742,533	246,700	673,984,400	1.62
22	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,422	468,513	666,226,649	460,000	654,120,000	1.57

23	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	3,380	183,634	620,683,765	187,100	632,398,000	1.52
24	日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	3,744	160,517	600,979,195	158,200	592,300,800	1.42
25	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	4,292	136,319	585,082,804	138,000	592,296,000	1.42
26	日本	投資証券	日本リート投資法人 投資証券	1,350	421,086	568,467,150	419,000	565,650,000	1.36
27	日本	投資証券	プレミアム投資法人 投資証券	3,976	135,988	540,688,457	141,800	563,796,800	1.35
28	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,734	298,731	517,999,611	309,500	536,673,000	1.29
29	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人 投資証券	2,804	184,627	517,695,462	187,200	524,908,800	1.26
30	日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	2,989	174,808	522,503,987	175,200	523,672,800	1.26

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.78
合 計	97.78

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	123,490	8,430.17	1,041,042,188	8,554.21	1,056,359,936	4.08
2	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	60,260	17,613.34	1,061,380,333	17,238.85	1,038,813,384	4.02
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	29,410	26,425.02	777,159,906	25,550.54	751,441,428	2.90
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	79,130	8,976.34	710,298,347	8,798.89	696,256,775	2.69
5	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	27,340	22,532.47	616,037,987	21,713.21	593,639,369	2.29
6	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	72,410	8,405.67	608,655,056	8,150.00	590,141,638	2.28
7	香港	投資証券	LINK REIT	413,100	1,336.34	552,044,770	1,345.90	555,992,942	2.15
8	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	72,500	6,996.66	507,258,063	7,482.78	542,501,680	2.09
9	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	40,720	12,509.77	509,398,164	12,676.10	516,170,955	1.99
10	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	61,800	7,831.41	483,981,744	7,482.78	462,435,915	1.78
11	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	26,820	16,708.54	448,123,108	15,586.85	418,039,384	1.61
12	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES	30,230	14,676.91	443,683,236	13,800.35	417,184,692	1.61
13	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	12,860	31,981.71	411,284,796	31,083.40	399,732,554	1.54
14	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	313,800	1,079.35	338,702,689	1,151.22	361,253,620	1.39
15	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	22,000	16,245.89	357,409,651	15,097.06	332,135,483	1.28
16	アメリカ	投資証券	HCP INC	93,300	3,420.68	319,150,302	3,427.72	319,806,463	1.23
17	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	1,037,000	289.88	300,607,219	299.69	310,784,026	1.20
18	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	33,230	9,166.52	304,603,729	8,776.26	291,635,180	1.12
19	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	24,970	11,798.69	294,613,492	11,383.70	284,251,036	1.10
20	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	144,900	1,977.23	286,501,724	1,941.29	281,294,066	1.08
21	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	22,290	12,649.52	281,957,966	12,538.13	279,474,980	1.08
22	アメリカ	投資証券	UDR INC	54,800	4,974.96	272,628,217	4,805.27	263,329,245	1.01
23	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	17,540	13,990.76	245,397,990	13,646.21	239,354,594	0.92
24	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	32,600	7,272.59	237,086,477	7,211.15	235,083,523	0.90

25	アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	69,700	3,391.07	236,357,816	3,364.12	234,479,575	0.90
26	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	33,700	7,369.60	248,355,598	6,864.06	231,319,065	0.89
27	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	17,450	13,256.01	231,317,448	12,900.30	225,110,361	0.87
28	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	74,400	2,874.43	213,858,270	2,859.66	212,759,351	0.82
29	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	18,850	11,448.37	215,801,885	11,172.43	210,600,371	0.81
30	オーストラリア	投資証券	DEXUS	211,600	1,015.33	214,844,912	990.42	209,574,734	0.81

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.93
合 計	98.93

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）J－REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－B P I 総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2019年09月限)	買建	339	日本円	5,189,192,554	5,257,890,000	1.31

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地 域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴ マーカン タイル取引所	E-mini S&P500株 価指数先物(2019 年09月限)	買建	462	米ドル	67,105,350	7,233,285,677	67,706,100	7,298,040,519	1.27
	カナダ	モントリ オール取引 所	S&P TSX60株価指 数先物(2019年09 月限)	買建	25	カナダド ル	4,873,152	401,206,604	4,859,000	400,041,469	0.06
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50株価指数 先物(2019年09月 限)	買建	294	ユーロ	9,960,110	1,220,013,874	10,093,020	1,236,294,019	0.21
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200株価指数先 物(2019年09月限)	買建	22	豪ドル	3,582,800	270,465,572	3,631,650	274,153,258	0.04
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100株価指数先 物(2019年09月限)	買建	66	英ポンド	4,827,400	659,278,019	4,844,070	661,554,639	0.11
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI株価指数先物 (2019年09月限)	買建	33	スイスフ ラン	3,239,160	357,765,222	3,243,570	358,252,306	0.06

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	E-mini MSCIエマージングマーケット株価指数先物(2019年09月限)	買建	260	米ドル	13,358,810	1,439,946,128	13,729,300	1,479,881,242	3.82

（参考）J－REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT指数先物取引	大阪取引所	REIT指数先物(2019年09月限)	買建	477	日本円	906,971,616	916,317,000	2.20

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2019年09月限)	買建	50	米ドル	1,775,500	191,381,145	1,724,000	185,829,960	0.71

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績(2019年8月28日現在)

[基準価額・純資産の推移]

該当事項はありません。

[分配の推移]

該当事項はありません。

[主要な資産の状況]

該当事項はありません。

[年間収益率の推移]

該当事項はありません。

なお、ファンドは合成指数をベンチマークとしていますが、年１回基本投資割合を変更するため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークは掲載しておりません。

●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万円以上1円単位(当初元本1口＝1円)とします。なお、販売会社や申込形態によっては、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

スイッチング[※]の方法等は、購入、換金の場合と同様です。

※「野村資産設計ファンド」を構成する各ファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時までに、「野村資産設計ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行なうことを「スイッチング」といいます。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合、安定運用開始時期に達したファンドについて、安定運用開始時期以降の買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます。)の受付けを停止する場合があります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
----	------

公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
REIT (不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日 ^{※1} の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(野村資産設計ファンド2060 2019年9月13日設定)。

(4) 【計算期間】

2060年6月22日(当該日が休業日の場合は翌営業日とします。なお、以下、「安定運用開始時期の前日」といい、その翌日を「安定運用開始時期」といいます。)までの期間については毎年6月23日から12月22日までおよび12月23日から翌年6月22日までとすることを原則とし、安定運用開始時期以降の期間については毎月23日から翌月22日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は2019年9月13日から2019年12月23日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部解約により受益権の口数が30億口を下回った場合ま

たはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更等(iv)」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年6月、12月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当

する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜収益分配金再投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜収益分配金再投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は2019年9月13日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在該当事項はありません。

ファンドの会計監査は、EY新日本有限責任監査法人により行なわれます。

ファンドの経理状況については、初回の有価証券報告書に記載します。

なお、初回の有価証券報告書の提出は、2020年3月頃を予定しております。

以下にご参考として記載する「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「J-REITインデックス マザーファンド」、「海外REITインデックス マザーファンド」の「ファンドの現況」は2019年6月28日現在のものです。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA－B P I総合 マザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	669,164,744,528円
II 負債総額	4,588,708,823円
III 純資産総額（I－II）	664,576,035,705円
IV 発行済口数	492,843,207,997口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3485円

（参考）外国債券マザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	610,499,386,502円
II 負債総額	1,070,719,495円
III 純資産総額（I－II）	609,428,667,007円
IV 発行済口数	265,778,701,491口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.2930円

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	9,599,489,778円
II 負債総額	13,222,669円
III 純資産総額（I－II）	9,586,267,109円
IV 発行済口数	7,099,484,136口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3503円

（参考）国内株式マザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	515,688,781,771円
II 負債総額	115,839,212,351円
III 純資産総額（I－II）	399,849,569,420円

IV 発行済口数	258,180,778,909口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5487円

（参考）外国株式MSCI－KOKUSAIマザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	576,896,898,431円
II 負債総額	3,319,323,273円
III 純資産総額（I－II）	573,577,575,158円
IV 発行済口数	208,953,434,339口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7450円

（参考）新興国株式マザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	39,003,273,987円
II 負債総額	349,415,191円
III 純資産総額（I－II）	38,653,858,796円
IV 発行済口数	31,261,430,843口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2365円

（参考）J－REITインデックス マザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	42,766,220,854円
II 負債総額	1,284,942,702円
III 純資産総額（I－II）	41,481,278,152円
IV 発行済口数	17,624,372,329口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3536円

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

2019年6月28日現在

I 資産総額	25,897,668,979円
II 負債総額	57,283,911円
III 純資産総額（I－II）	25,840,385,068円
IV 発行済口数	10,854,616,819口
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3806円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2019年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

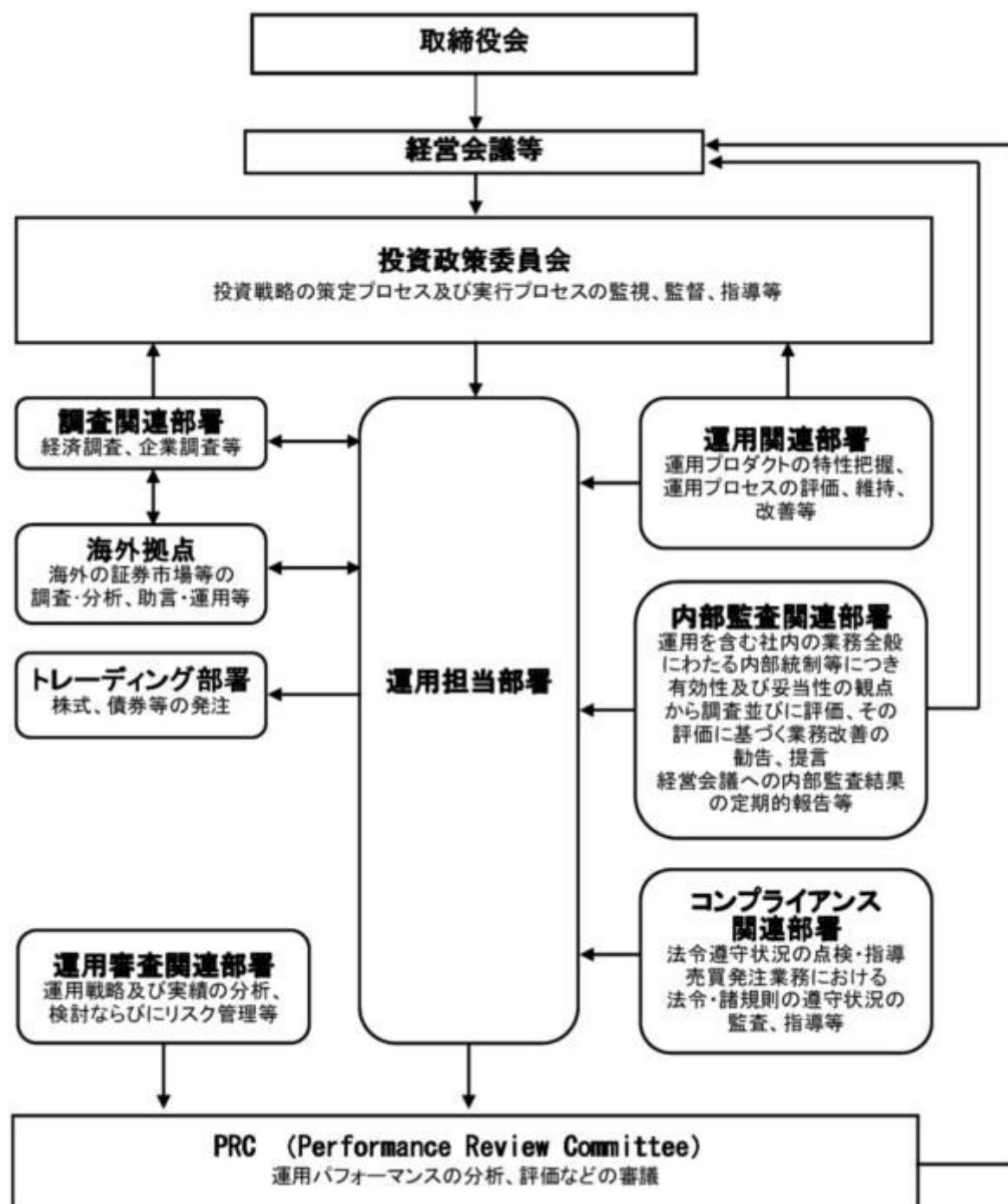
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2019年6月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,025	28,005,123
単位型株式投資信託	178	1,004,188
追加型公社債投資信託	14	5,223,933
単位型公社債投資信託	426	1,725,132
合計	1,643	35,958,375

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		919	1,562
金銭の信託		47,936	45,493
有価証券		22,600	19,900
前払金		0	-
前払費用		26	27
未収入金		464	500
未収委託者報酬		24,059	25,246
未収運用受託報酬		6,764	5,933
その他		181	269
貸倒引当金		△15	△15
流動資産計		102,937	98,917
固定資産			
有形固定資産		874	714
建物	※ 2	348	320
器具備品	※ 2	525	393
無形固定資産		7,157	6,438

ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※ 1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※ 1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33

その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業収益			
委託者報酬		115,907	119,196
運用受託報酬		26,200	21,440
その他営業収益		338	355
営業収益計		142,447	140,992
営業費用			
支払手数料		45,252	42,675
広告宣伝費		1,079	1,210
公告費		0	0
調査費		30,516	30,082
調査費		5,830	5,998
委託調査費		24,685	24,083
委託計算費		1,376	1,311
営業雑経費		5,464	5,435
通信費		125	92
印刷費		966	970
協会費		79	86
諸経費		4,293	4,286
営業費用計		83,689	80,715
一般管理費			
給料		11,716	11,113
役員報酬		425	379
給料・手当		6,856	7,067
賞与		4,433	3,666
交際費		132	107
旅費交通費		482	514
租税公課		1,107	1,048
不動産賃借料		1,221	1,223
退職給付費用		1,110	1,474
固定資産減価償却費		2,706	2,835
諸経費		9,131	10,115
一般管理費計		27,609	28,433
営業利益		31,148	31,843

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
--	--	--	--

区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※ 3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※ 2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840

株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	
--	----------	--

	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	---

【未適用の会計基準等】

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【表示方法の変更に関する注記】

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期

首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,026百万円 支払利息 2	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1
※ 2. 固定資産除却損 建物 4百万円 器具備品 0 ソ フ ト ウ エ 53 ア 合計 58	※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソ フ ト ウ エ 307 ア 合計 310
	※ 3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,970円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-

その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,184百万円、関係会社株式9,033百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			

譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	34,646	未払手数料	6,410

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*2019年6月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
-------	-----------------------	----------

株式会社ゆうちょ銀行	3,500,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
------------	--------------	--------------------

＊2019年6月末現在

なお、上記の他、野村信託銀行株式会社はファンドの関係法人による自己設定等の取扱いのための販売会社となり、その資本金の額および事業の内容は(1)受託者に記載の通りです。

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

(2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。

(3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。

(7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。

(8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。